

# 世界的に同時展開する 反トラスト調査への対応

鼎談

井上 朗

ベーカー・マッケンジー  
法律事務所  
(外国法共同事業)  
パートナー弁護士

岡部真輔

AOSリーガルテック  
株式会社  
eLaw事業本部部長

ジョン・C・  
トレデニック

カタリスト・  
レポジトリシステムズ  
創業者兼CEO

昨今、ますます厳しさを増し、規制当局同士の横のつながりで一国での摘発が世界的に伝播することも少なくない反トラスト調査。事前に文書アーカイブ体制が整備できていないと、高額な罰金や、経営幹部の収監を招くことになる。前々回は「米国訴訟に勝つポイント」を、前回は「知財訴訟におけるTARのメリット」を紹介した。今回はベーカー・マッケンジー法律事務所でもクロスボーダー性の高い反トラスト案件のスペシャリストとして活躍する井上朗弁護士と、データ復旧に高い技術力を有し、eディスカバリ支援サービスやデジタルフォレンジックサービスを展開するAOSリーガルテック株式会社の岡部真輔氏、米国訴訟弁護士としての経験を活かし、人工知能を中軸に据えたeディスカバリシステムの提供で高い評価を得ているカタリスト・レポジトリシステムズ創業者のジョン・C・トレデニック氏との鼎談を通して、司法当局による反トラスト調査に関する最新情報と、カタリストのTAR技術によるリスクの最小化を探った。

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部



## 世界的に厳しくなる 調査・摘発

——最近の規制当局による調査や摘発等の傾向はどうでしょうか。

**井上** ここ1年ほど、我が国の公正取引委員会による談合・カルテルなどの独占禁止法違反行為の摘発や法執行の件数は減少していますが、世界的には、むしろますます厳しくなっています。グローバル企業において、いまや規制当局による反トラスト調査への対策は日常の課題です。

しかも、二度調査が始まれば、規制当局同士の横のつながりで全世界に伝播していくのです。今までの日・米・欧地域に加えて、近年はカナダ、オーストラリア、中国、シンガポールでも調査・摘発が積極的に行われています。日本に比べると感じにくいのですが、グローバル展開する日本企業のカルテルリスクはとて高いのです。

また、米国司法省(DOJ)やEU競争法の執行機関である欧州委員会は、2000年代の前半に行われた反競争行為に注目しています。日本と米国では時効や除斥期間の考え方が異なるので、日本法

の感覚で企業担当者が時効と考えていた案件であっても、米国反トラスト法ではそうではないということがあるのです。

## 反トラスト調査における 文書探索

送達から1か月が勝負  
——ずさんな管理では

不利な結果を招く

——実際の反トラスト調査では、文書開示はどのように求められるのでしょうか。

**井上** サビーナ(Subpoena)：召喚状)やリクエスト・フォー・インフォメーション(Request for Information (RFI))：情報提供要請)による場合は、これらの文書の送達から1か月ほどの期間を区切って資料提供が要求されます。この「1か月」のデットラインが、規制当局にとっては、企業の姿勢を計る上での一つの指標となります。

ところが、日本企業はこれに間に合うどころか半年単位の延長を重ね、ドキュメントを五月雨式に出すというケースが多く見受けられます。これでは規制当局の心象は悪くなるばかりで、罰金の高額化や、

果ては実刑判決によって経営幹部が米国の刑務所に服役するなどの処罰リスクを高くしてしまうのですが、いまだに関心が払われていません。企業は、文書アーカイブ体制をきちんと整え、機能させることに大急ぎで取り組むべきなのです。

——岡部さんはeディスカバリ支援サービスやデジタル・フォレンジックを手がける立場から、日本企業の反トラスト調査への対応の現状をどう見ますか。

**岡部** 私たちAOSは、文書提出命令を受けた企業からの相談でデータマッピングをすることから始まりますが、調査対象者が大変多く、また複数国にまたがるため、データ収集は難しいですね。

もちろん、きっちりとした文書管理ルールを運用している企業も一部にはありますが、大半の企業では、現状の文書管理は「ずさんだ」と言わざるを得ません。

——実際の文書の解析や探索はどのように行われるのでしょうか。

**岡部** 解析はメールやワープロ文書など電子ファイルが中心で、サーバー、アーカイブシステム、クラウドに格納されているものをそれぞれ参照しますが、古いものでは

磁気テープのバックアップも探索します。先ほど井上先生が指摘された2000年代前半の案件のように調査対象期間が十数年前という場合には、メモや手帳などの紙媒体も解析対象となります。

このとき、単純なキーワード検索だけでは十分な調査といえません。発覚を防ぐため、企業側が隠語を使用しているケースや、「読後破棄」「プリントアウト禁止」などのカムフラージュが行われているケースもあるため、それらをきちんと把握していないと、核心部分の文書を抽出するのは困難です。

**井上** この点、DOJには日本語に通じた職員が執務しており、日本のビジネスカルチャーを研究し、隠語のパターンまでつかんでいます。海外の規制当局は、文書開示を求める時点で、すでに対象企業を丸裸にしているといえるでしょう。

## 米国企業は従来から アーカイブを徹底

——米国企業は調査にどう対応しているのでしょうか。

**トレデニック** 米国では、企業は厳しい反トラストやFCPA (Foreign Corrupt Practices Act)：連邦海外

腐敗行為防止法)規制の歴史を経験しているため、昔から文書のアーカイブを徹底してきました。

自主的にカルテルを報告すれば課徴金の減免措置などが得られるFCPAのリエンシー制度を利用するため、関与の事実を一刻も早く見つけ出すことがリスクの低減に直結します。

現在、グローバル企業では、データ作成と同時にアーカイブに保存し、自動的に分析することでリアルタイムでの問題の把握が行われています。規制が複雑化し、文書の電子化と量の拡大が進んだ今、対策には弁護士の力や、優れたデジタルツール、特に「ドキュメントの何が重要なか」を分析し、関係するデータを抽出するアルゴリズムを使ったツールが必要です。このために私たちがカタリストが開発したのが、分析・アナリティカル・ソリューションの「TAR」「TAR2」です。

### 文書アーカイブのポイント

TARの活用が時間とコストを最小化する

日本企業がこれから文書アー



Rによる文書抽出は当局による反トラスト調査対応だけでなく民事訴訟におけるeディスカバリにも効果を発揮しますので、ディスカバリのコストのみならず、訴訟リスク自体の低減にもつながるでしょう。

SNS上のやりとりも調査の対象

今、ビジネスのやりとりの主役はスマートフォンに移っています。実際の事件調査でSNSが関係する案件は多いのでしょうか。

岡部 社員不正に関する調査では、SNSのチャット内容の復元についてのご相談が非常に増えてきています。特に若い社員は、SNSをビジネスの場面でも当たり前のように使っています。これらのサービスはセキュリティに問題があるもの



### TARは、弁護士としてのよりよい案件対応を可能とする手段です

井上 朗 Akira Inoue

ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) パートナー弁護士

10年以上にわたり、クロスボーダー性の高い独占禁止法および競争法案件に一貫して対応してきたアンチトラスト案件の専門弁護士。とりわけ国際カルテル案件は17年間一貫して対応しており、米国司法省、欧州委員会等に所属する複数の国際カルテル案件で、日本企業等を代理してGlobal Lead Counselを務めている。また、Chambers Asiaにおいて独占禁止法分野の「Leading Individual」に選出されているなど、政府関係者をはじめ、高い評価を受けている。

カイクを整備する場合に重視すべき点は何でしょうか。

井上 文書管理のルールがグローバル規模で統一されていること、文書の保存期間を区切っていること、一定のポリシーに基づいたアーカイブが整理されていること、この3点が徹底されていれば、事前の予防にも、また反トラスト調査対応における必要なドキュメントの特定にも役立つでしょう。

文書アーカイブから、当局によるスピーナやRFIの期限までの資料提出に有効な「TAR」「TAR2」の活用が、会社側も黙認するケースが見受けられます。社員としては、会社のメールアドレスだと内容をチェックされるので、本音を隠さないコミュニケーションに便利だという思惑もあるようです。井上 社内のコミュニケーションとしてSNSが使用されていれば、その内容も調査の対象となりますが、こうしたSNSの活用が会社の管理の外で行われる場合には、プライバシーや個人情報保護に関する問題も発生してしまいます。会社業務外・管理外の情報交換を調査の対象とすべき場合もありますが、プライバシーや個人情報保護の必要性とどう折り合いをつけるのかは十分に検討の必要があります。AOSでは、社内SNSソリューションを提供しています。岡部 SNSの有用性が高いのは間違いありませんから、正しいアプリを使ってビジネスの効率を上げるべきです。私たちが提供している「InCircle」は、通信に暗号をかけてSNSサービスで、監査やディスカバリによる証拠提出に耐えるデータとして蓄積できるのが強みです。このようなサービスに

AR2」について、しくみを教えてください。

トレデニック 私は訴訟弁護士として20年の経験があり、デッドラインまでに対象文書を抽出する重要性はよく理解しています。

文書データの処理で一番重要なのは二元管理です。企業の対象データをカタリストのサーバにロードすることで検索環境が整備され、処理の効率も上がります。

文書の抽出手順は、まず、弁護士の仕事のカギになります。有能な弁護士はクライアント企業や証人などにインタビューを行って事実関係を把握すると、関連文書の検索に入ります。ここで私たちTAR技術のアルゴリズムが大きく貢献するのです。

TARシステムは、弁護士がレビューした資料を読み込ませて学習させることでキーワード検索の精度を上げ、関係文書を自動的に抽出します。そこから進化したTAR2では、弁護士のレビューを数多く読み込ませ、クライアント企業社員のインタビューなどを反映させれば、さらに学習を深化させ、ますます文書抽出の精度が向上することになります。このような自

### TARはリーガルリスク低減の「自動運転車」

文書管理や証拠・資料提出対応の手段としてのTAR技術をどのように評価していますか。

井上 人間の事務処理には当然、限界があります。弁護士がドキュメントレビューのスキルを身につけるためには、3年〜4年の訓練が

対するニーズが今後増えていくのではないかと期待しています。

### TARで企業のリスクを平時から監視すれば、かけたコスト以上のパフォーマンスが期待できます

岡部真輔 Shinsuke Okabe

AOSリーガルテック株式会社 eLaw事業本部部長

大手金融機関にてクロスボーダーのファイナンス業務等に従事した後、2012年にAOSリーガルテック株式会社に入社。入社以来、eディスカバリ支援サービス、メール調査解析ツールの販売、フォレンジック調査サービスの事業拡大に寄与してきた。eディスカバリ支援においては、反トラスト調査、知財訴訟案件をはじめとする幅広い事業での支援経験を持つ。また、日本企業特有の問題点や悩みに対して同社の持つリーガルテック関連の幅広いソリューションを顧客に提供している。

己学習のアルゴリズムは、「弁護士の拡張機能」といえるでしょう。このシステムを活用することで、弁護士は、本来彼らが集中すべき訴訟に多くのエネルギーを注ぎ込むことができるのです。

また、こうしたスピーディーな文書抽出により、証拠提出の準備も早期に整うため、リエンシーの適用申請や調査対応などの戦略を効果的に展開し、リスクを大きく低減することができるようになります。TAR

### TARの学習を深化することで、集中すべき訴訟に多くのエネルギーを注ぐことができます

ジョン・C・トレデニック John C. Tredennick

カタリスト・レポジトリシステムズ創業者兼CEO

アメリカ中西部最大の法律事務所訴訟弁護士としてキャリアをスタート。その後法律事務所内で初めての最高情報責任者(CIO)に選出されパートナー弁護士として活躍しながら、弁護士業務の改善方法を見出すとともにウェブベースの訴訟レポジトリを開始する。画期的なレポジトリは業界に衝撃を与え、他事務所からの依頼も多々発生するようになったことから、2000年に弁護士事務所からのスピンアウトという形で会社を設立し、現在に至る。



どうしても必要でなし、レビューのためにアシエイト弁護士にドキュメントを読ませるのも1日800通が限界です。ここにも、TARの活用を積極的に進める大きなメリットがあります。

総括的に案件をうまくコントロールし、クライアントの利益を確保するのが弁護士の役割です。コスト削減、時間的な短縮はもちろん、よりよい案件対応ができる手段として、TARを活用する価値は大いにあります。

岡部 「データの中に何があるのか」それが最も重要です。談合やカルテルなど、企業のリスクになりうる問題を平時から監視することは大変有効です。TARでコストが最小化できれば、リエンシーやアムネスティ・プラスなどで、かけたコスト以上のパフォーマンスが期待できるでしょう。

トレデニック TARシステムは、言ってみれば反トラスト調査やeディスカバリ対応を成功させる「自動運転車」のようなものだと思います。企業の担当者や弁護士が行き先を告げると、システムが目的地に連れて行ってくれる、TARとはそういうものというわけです。